

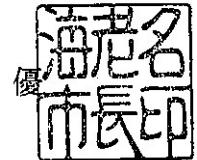


## 海老名市告示第 229 号

海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱(平成 20 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。)第 6 条の規定に基づき「(仮称)海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託」の公募型プロポーザルを以下のとおり実施する。

令和 7 年 10 月 6 日

海老名市長 内 野



### 1 業務名、業務内容及び委託期間

#### (1) 業務名

(仮称)海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託

#### (2) 業務内容

「(仮称)海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル実施要項」(以下「実施要項」という。)に記載のとおり

#### (3) 委託期間

令和 7 年 12 月下旬から令和 8 年 12 月 21 日まで

### 2 提案書の提出者の資格

プロポーザルに参加できる者の資格については、実施要項「6 参加資格」に基づき、次に該当する者とする。

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす単独企業とする。

- (1) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。  
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) 日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクションマネジャー（以下「CCMJ」という。）及び一級建築士の両方の資格を有する者が所属していること。
- (8) 国又は地方公共団体が発注する CM 業務受託者として、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、次に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。なお、CM 業務は国土交通省『地方公共団体におけるピュア型 CM 方式活用ガイドライン（令和 2 年 9 月）』11 ページ「表 3－1 建設事業における CM の業務内容」を参照。

#### ①同種業務

延床面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の設計・施工一括発注方式による新築、増築又は改築に係る業務のうち、平成 27 年 4 月 1 日以降に受託し、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務

#### ②類似業務

延床面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の設計・施工一括発注方式以外の方式による新

築、増築又は改築に係る業務のうち、平成 27 年 4 月 1 日以降に受託し、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務

(9) 実施要項「8 業務実施上の条件(2)及び(3)①～⑥」に記載の資格及び実績要件を有する管理技術者及び各分野の主任担当者をそれぞれ 1 名配置し、相互にこれらの兼任がないこと。ただし、業務に支障をきたさない範囲内において、建築コスト管理及び工事施工計画の主任担当者は他の分野の主任担当者との兼務を認める。

(10) 一般社団法人環境共創イニシアチブが認定する ZEB プランナーに登録している事業者であること。

### 3 提案書を特定するための評価基準

実施要項「13 選定・審査方法」に掲載のとおり

### 4 担当部署

海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

### 5 参加意向申出書提出の期間、場所及び方法

#### (1) 期間

告示の日から令和 7 年 10 月 24 日(金) 17 時 15 分まで

(必着。持参の場合、土日祝日は除く。)

#### (2) 場所

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

#### (3) 方法

参加意向申出書に必要書類を添付し、前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は書留郵便で送付すること。

## 6 プロポーザル関係書類提出要請書交付日及び方法

### (1) 交付日

令和7年10月30日(木)

### (2) 方法

郵送

## 7 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法

### (1) 期限

令和7年11月6日(木)17時15分まで

(必着。持参の場合、土日祝日は除く。)

### (2) 場所

参加意向申出書提出場所と同じ

### (3) 方法

前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は書留郵便で送付すること。

## 8 審査書類提出の期限、場所及び方法

### (1) 一次審査

#### ①期限

令和7年11月6日(木)17時15分まで

(必着。持参の場合、土日祝日は除く。)

#### ②場所

参加意向申出書提出場所と同じ

#### ③方法

前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は書留郵便で送付すること。

## (2) 二次審査

### ①期限

令和7年11月21日(金)17時15分まで

(必着。持参の場合、土日祝日は除く。)

### ②場所

参加意向申出書提出場所と同じ

### ③方法

前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は書留郵便で送付すること。

## 9 要請手続きにおいて使用する言語および通貨

各手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨については日本国通貨とする。

## 10 契約書作成の要否

契約書は取り交わすものとし、作成は海老名市が行う。ただし、契約に必要な費用(収入印紙等)については、受託者の負担とする。

## 11 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 本プロポーザル募集に関する詳細は、海老名市ホームページに掲載する。

URL <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/nyusatsu/proposal/index.html>

(2) 本プロポーザルに関する問合せ先

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

電話 046-235-4797(直通)

FAX 046-233-9118

E-mail [bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp](mailto:bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp)

## 12 提案書等の取扱い

提案に必要な費用（提案書の作成及び提出費用、必要書類の作成及び提出費用の旅費等を含む。）は、各参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。

## 13 その他市が必要と認める事項

（１）以下の費用については受託者の負担とする。

ア 本プロポーザルに関する費用

イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）

ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用

（２）上記１～１３（１）の項目以外の事項については、以下の書類を参照し、当該内容に従って参加するものとする。（一部内容が重複するものもあり）

ア （仮称）海老名市文化交流拠点第１期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル実施要項

イ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱

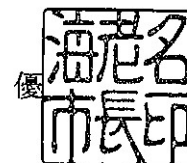


海老名市告示第 230 号

海老名市指定下水道工事店の変更があったので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 6 日

海老名市長 内 野



記

指定番号 33 株式会社 かおる建設工業

| 異動事項 | 変 更 後 | 変 更 前 |
|------|-------|-------|
| 代表者  | 岸田 宏一 | 富澤 義孝 |

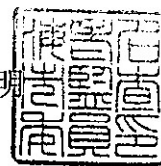
海老名市監査委員告示第 8 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、財務部及び会計課の定期監査を海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 6 日

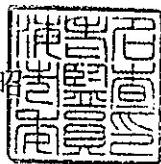
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

森下 賢人



## 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部課及び所掌事務

#### 【財務部】

##### (1) 企画財政課

総合計画に関すること。政策の総合調整並びに企画及び立案に関すること。土地利用に関する県との事前調整に関すること。広域行政及び行政区域に関すること。庁議（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。行政評価に関すること。行政改革に関すること。行政組織及び事務分掌に関すること。基地渉外に関すること。指定管理者制度に関すること。財政計画に関すること。予算の調製及び執行管理に関すること。決算に関すること。市債及び一時借入金に関すること。基金、有価証券等の管理の総括に関すること。会計課との連絡に関すること。

##### (2) デジタル推進課

行政手続オンライン化の調整に関すること。デジタル技術を用いた業務改善の調整に関すること。地域社会のデジタル化に関すること。社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。

##### (3) 財産・車両課

本庁内案内業務に関すること。本庁舎の管理に関すること。物品の受払及び保管に関すること。備品の管理に関すること。公共施設（建物に限る。）の調整に関すること。財産に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。庁用車の管理に関すること。今里給油所に関すること。

##### (4) 営繕課

公共施設マネジメントに関すること。公共施設（建物に限る。）の維持保全（修繕）に係る企画、立案及び施工に関すること。公共施設（建物に限る。）の設計及び工事に関すること。

##### (5) 契約検査課

工事、委託、物品等の契約に関すること。競争入札参加資格認定に関すること。入札執行に関すること。工事の検査に関すること。

##### (6) 市民税課

税制に関すること。法人市民税、軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関すること。自動車臨時運行許可に関すること。市県民税、軽自動車税関係の証明に関すること。固定資産評価審査委員会に関すること。個人市県民税の賦課に関すること。

##### (7) 資産税課

固定資産（土地）の評価に関すること。固定資産税（土地）及び都市計画税（土地）の賦課に関すること。特別土地保有税に関すること。固定資産税関係の証明に関すること。固定資産（家屋）の評価に関すること。固定資産税（家屋）及び都市計画税（家屋）の賦課に関すること。国有資産等所在市町村交付金に関すること。固定資産税（償却資産）の賦課に関すること。

## (8) 納税課

市税、個人の県民税及び国民健康保険税の徴収に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の収納管理、督促等に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の納付督促及び納税相談に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の滞納処分及び欠損処分に関すること。

## 【会計課】

支出負担行為の確認に関すること。支出命令の審査に関すること。現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。現金及び財産の記録管理に関すること。決算の調製に関すること。基金に属する現金の運用の調整に関すること。

## 2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

## 3 監査の対象期間

令和6年8月1日から令和7年7月31日まで

## 4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

## 5 監査年月日

令和7年9月25日及び26日

## 6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、概ね適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。